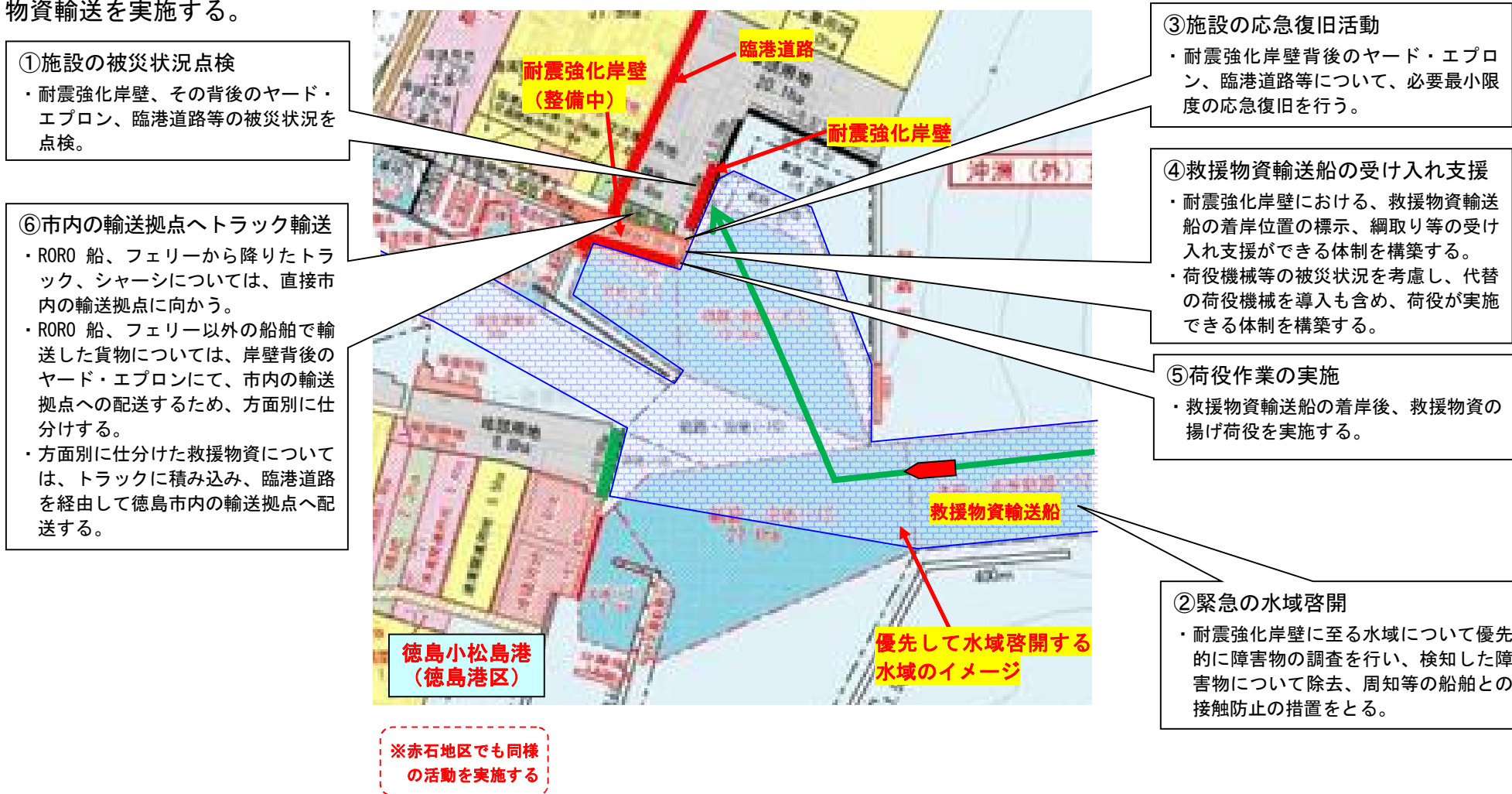


4. 救援物資輸送活動

4-1 救援物資輸送活動の全体像と時間目標、達成数量

(1) 救援物資輸送活動のイメージ

徳島小松島港沖洲（外）地区、赤石地区の耐震強化岸壁を拠点として下記のような活動を実施し、市内の避難所へ水・食糧等の救援物資輸送を実施する。

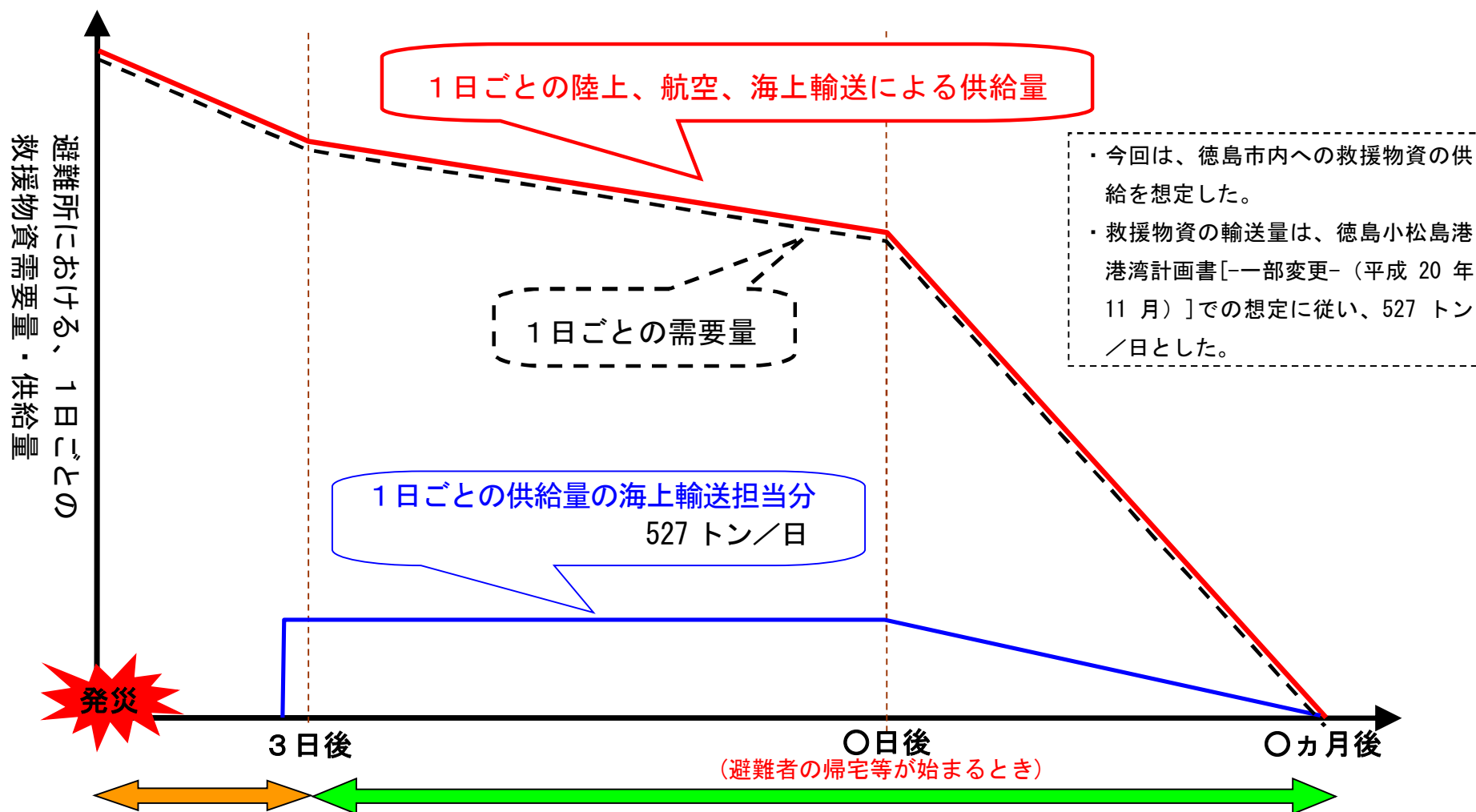


(2) 時間目標と達成数量

○時間目標：発災から 72 時間以内に救援物資の荷役を開始、96 時間以内に輸送拠点を経由して物資が避難所に届くようにする。

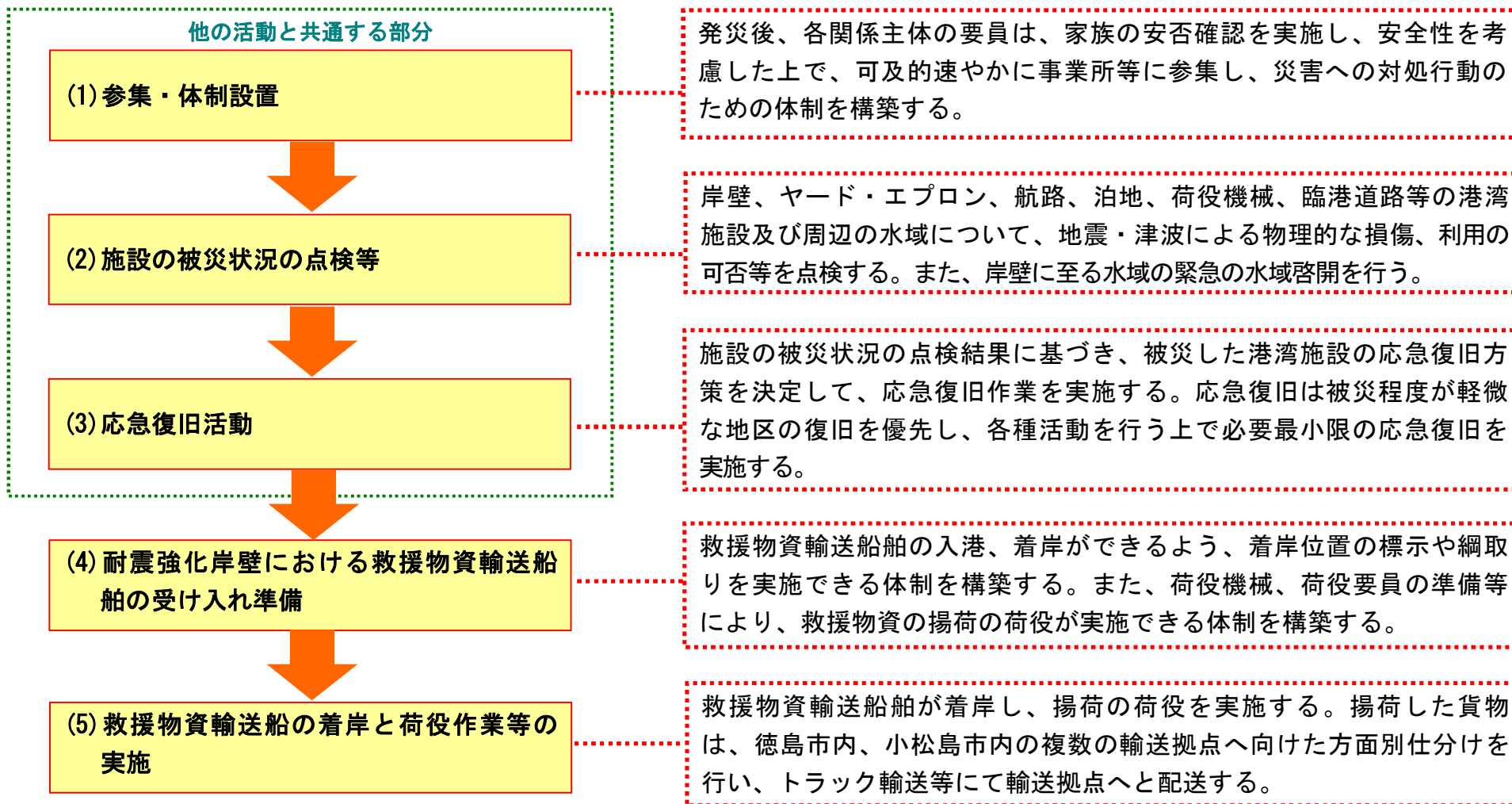
○達成数量：527 トン／日を目標とする。

図 4-1. 救援物資の需要量・供給量と海上輸送による供給量



(3) 対処行動の流れ

各関係者の対処行動の流れを以下に示す。



4-2 救援物資輸送活動の関係主体について

(1) 救援物資輸送活動の関係主体と役割

救援物資輸送における、計画等に基づく各関係者の役割を以下のように整理する。

機関・組織名	主な役割	根拠	
国	四国地方整備局港湾空港部/ 小松島港湾・空港整備事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国有港湾施設の緊急点検 ・ 国有港湾施設の災害時の応急措置 ・ 国有港湾施設の応急復旧（応急復旧方策の決定等） ・ （一社）日本埋立浚渫協会等への、港湾施設の応急復旧等の要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国地方整備局防災業務計画 ・ （一社）日本埋立浚渫協会等との協定書
	四国運輸局徳島運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体からの要請を受け、海上輸送団体等への緊急輸送要請及び協力要請 ・ 港運輸送に関する被害状況、復旧見込みの情報収集 ・ 緊急輸送要請先及び協力要請先の事業者情報、調達可能内容に係る情報の受理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 四国運輸局緊急輸送マニュアル
	徳島海上保安部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航路及びその周辺海域の水深調査 ・ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ・ 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 ・ 必要に応じ、又は要請に基づく緊急輸送活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海上保安庁防災業務計画 等
	自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に基づく緊急輸送活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島県地域防災計画
自治体	徳島県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送の実施、陸揚げ等に必要の人員の確保 ・ 主要な道路、港湾等の被害状況等の把握 ・ 物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島県地域防災計画
	徳島市 小松島市	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送の実施 ・ 必要な人員・資機材の確保 ・ 徳島運輸支局、徳島海上保安部、港湾管理者との連携体制確立 ・ 県知事への船舶による輸送の要請 ・ 物資の集積、選別、配送等を行う輸送拠点等の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島市地域防災計画 ・ 小松島市地域防災計画
	徳島県県土整備部運輸総局運輸政策課 （港湾管理者）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾施設の緊急点検 ・ 港湾施設の災害時の応急措置 ・ 港湾施設の応急復旧（応急復旧方策の決定等） ・ （一社）日本埋立浚渫協会等への、港湾施設の応急復旧等の要請 ・ 海上の障害物除去等 ・ 施設利用可否の判断 ・ 緊急輸送用の船舶の確保 ・ 内航総連を經由した、海上運送事業者への協力要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島県地域防災計画 ・ 内航総連との協定書 ・ （一社）日本埋立浚渫協会等との協定書
民間	徳島小松島港運協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の荷役関係業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通常業務
	（一社）日本埋立浚渫協会四国支部 日本港湾空港建設協会連合会徳島県支部 （社）日本海上起重技術協会四国支部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾区域における障害物の除去 ・ 港湾施設の緊急応急措置 ・ その他小松島港湾・空港整備事務所等が必要とする業務 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係機関との協定書 等
	日本内航海運組合総連合会 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要請に基づく緊急輸送用の船舶の調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島県との協定書 等

(2) 各関係主体の連絡網

各関係主体の住所、連絡先等を以下に示す。

表 4-1. 主な関係主体の連絡網

分類	組織名		役職	携帯番号	TEL	FAX	Eメール	住所
自治体	徳島県 徳島県危機管理部 南海地震防災課、危機管理 政策課	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	徳島県 徳島県県土整備部運輸総局 運輸政策課	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	徳島県 徳島市危機管理監危機管理課	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	小松島市 小松島市総務部市民安全課	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
		③	*****	*****	*****	*****	*****	*****

分類	組織名		役職	携帯番号	TEL	FAX	Eメール	住所	
民間	港運	徳島小松島港運協会	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	港湾土木	(一社)日本埋立浚渫協会四国支部	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	港湾土木	日本港湾空港建設協会連合会 徳島県支部	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	港湾土木	(社)日本海上起重技術協会	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	海運	四国地方海運組合連合会	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
国	運輸	四国運輸局徳島運輸支局	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	整備	四国地方整備局港湾空港部	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	整備	小松島港湾・空港整備事務所	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****
	海保	徳島海上保安部	①	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			②	*****	*****	*****	*****	*****	*****
			③	*****	*****	*****	*****	*****	*****

4-3 対処行動のシナリオ

	フェーズⅠ	フェーズⅡ	フェーズⅢ	フェーズⅣ	フェーズⅤ
活動内容	参集・体制設置	施設の被災状況の点検等	応急復旧活動	耐震強化岸壁における救援物資輸送船の受け入れ準備	救援物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施
時間目標	概ね発災 1～15 時間以内に終了	概ね発災 20～72 時間以内に終了	概ね発災 72 時間以内に終了	概ね発災 72 時間以内に終了	概ね発災 72 時間以内に開始
徳島小松島港における各関係機関の対処行動のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 各関係主体においては、必要に応じて要員、会員企業の安否確認を実施する。 各関係主体の要員は、安全の確保を第一として、発災時の状況に応じ各自職場に参集する。 参集後は、まず職場の建物の被災状況、電話の通信の可否等を点検する。 必要な要員の参集後、各関係機関の災害時の対応規定に従い、災害時の体制を設置する。 	<ul style="list-style-type: none"> 徳島県東部県土整備局徳島庁舎（港湾管理者）、小松島港湾・空港整備事務所は、徳島小松島港沖洲（外）地区、赤石地区のそれぞれの担当する港湾施設について被災状況の点検を行う。 徳島県県土整備部運輸総局運輸政策課、徳島県東部県土整備局徳島庁舎、小松島港湾・空港整備事務所は、徳島小松島港内の水域啓開を行う。直ちに除去可能な障害物は除去するが、できないものは船舶航行の障害とならない水域までの曳航、周知等の措置を行う。 港湾施設の被災状況の点検結果については、四国地方整備局港湾空港部と徳島県県土整備部運輸総局運輸政策課、徳島海上保安部で共有する。 徳島海上保安部は水域の安全が確保された場合、入港中止勧告を解除する。（一部又は全体） 	<ul style="list-style-type: none"> 徳島県東部県土整備局徳島庁舎（港湾管理者）、小松島港湾・空港整備事務所は、徳島小松島港沖洲（外）地区、赤石地区の港湾施設の被災状況の点検結果に基づき、応急復旧方を決定する。 決定した応急復旧方針に基づき、（一社）日本埋立浚渫協会等に被災施設の応急復旧活動を要請する。 （一社）日本埋立浚渫協会等は、応急復旧活動に必要な要員、資機材を調達し、台船等を用いて現場まで運搬して、作業を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> 救援物資輸送船からの揚げ荷役を実施するため、通常の荷役機械が被災している場合には代替の荷役機械の導入も含めて、荷役が実施可能な体制を構築する。 国際信号旗による着岸位置の標示、綱取りの実施体制の構築等、救援物資輸送船の受け入れ体制を構築する。 陸揚げした救援物資について、直ちに荷さばきができる体制を構築する。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐震強化岸壁等にて救援物資の揚げ荷役を開始する。 陸揚げした救援物資を、輸送する方面別に仕分けする。 徳島小松島港から市内の輸送拠点へ救援物資を配送する。 輸送拠点から避難所へ救援物資を配送する。 必要に応じ、徳島市、小松島市内の河川についても、救援物資輸送に活用する。

表 4-2. 対処行動の流れと関係主体

	関係主体											
	小松島 港湾・空 港整備 事務所	徳島 運輸 支局	徳島県	徳島市	小松島 市	港湾 管理者	徳島 海上 保安部	徳島 小松島 港運協会	港湾 土木等 事業者	倉庫 事業者	海上 運送 事業者	陸上 運送 事業者
発災	→											
参集・体制設置	参集・体制設置 →											
施設の被災状況の点検等	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検への協力要請											
	港湾施設(岸壁・ヤード等)の被災状況の点検											
	港湾施設(荷役機械)の被災状況の点検											
	水域啓開・障害物除去等の要請											
	緊急の水域啓開の実施											
応急復旧活動	港湾施設の応急復旧方策の決定											
	港湾施設の応急復旧の要請											
	港湾施設の応急復旧作業の実施											
耐震強化岸壁における救援物資輸送船の受け入れ準備	救援物資輸送船の着岸支援の体制構築											
	救援物資の荷役実施の体制構築											
救援物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施	救援物資輸送船の運航											
	救援物資の荷役実施											
	救援物資の方面別仕分けの実施											
	救援物資の輸送拠点へのトラック輸送の実施											
	救援物資の避難所への配送の実施											

※国、自治体の関係主体には、原則として各機関の災害対策本部、出先機関も含まれる。

→ 関係機関への要請

○対処行動の実施方針と目標時間

	目標時間 (黒：発災からの経過時間) (赤：津波警報解除からの経過時間)	実施方針
(1) 参集・体制設置	1 時間以内	参集場所の付近にいる者は、直ちに参集場所に参集する。
	3 時間以内	参集場所が津波の影響を受けない場所にある者は、参集する。
	15 時間以内 (3 時間以内)	参集により津波の被害を受けるおそれのある者は、津波警報の解除の後に参集する。
(2) 施設の被災状況の点検等	16 時間以内 (4 時間以内)	沖洲（外）地区、赤石地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（岸壁、ヤード、臨港道路等）の被災状況の点検を開始する。
		沖洲（外）地区、赤石地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設（荷役機械）の被災状況の点検を開始する。
	20 時間以内 (8 時間以内)	沖洲（外）地区、赤石地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の被災状況の点検を終了する。
		沖洲（外）地区、赤石地区に至る水域について、緊急の水域啓開、障害物の除去等を開始する。
72 時間以内 (60 時間以内)	沖洲（外）地区、赤石地区に至る水域について、緊急の水域啓開、障害物の除去等を終了する。	
(3) 応急復旧活動	24 時間以内 (12 時間以内)	沖洲（外）地区、赤石地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の応急復旧の方策を決定する。
		沖洲（外）地区、赤石地区耐震強化岸壁とその周辺の港湾施設の応急復旧作業を開始する。
	72 時間以内 (60 時間以内)	沖洲（外）地区、赤石地区耐震強化岸壁に接続する臨港道路等を啓開し、背後圏へのアクセスを確保する。
沖洲（外）地区、赤石地区耐震強化岸壁とその周辺の応急復旧作業を完了し、供用を開始する。		
(4) 耐震強化岸壁における救援物資輸送船の受け入れ準備	72 時間以内	救援物資輸送船舶の着岸を支援するための着岸位置の標示、綱取り等の業務が実施できる体制を構築する。
		代替の荷役機械の活用も含め、救援物資輸送船からの揚荷の荷役が実施できる体制を構築する。
(5) 救援物資輸送船舶の着岸と荷役作業等の実施	72 時間以内	救援物資輸送船舶が着岸し、救援物資の揚荷の荷役を開始する。
	84 時間以内	揚荷した救援物資の、徳島、小松島市内の輸送拠点へのトラック輸送を開始する。
	96 時間以内	徳島、小松島市内の輸送拠点から各避難所へ、救援物資が到着する。

*:前提条件として、津波警報は発災 12 時間後に解除されるものと仮定している。
 *:各目標時間は、発災後 96 時間以内に各避難所へ救援物資が到着することを前提として、各活動に必要な時間を想定しながら時間を配分し、設定した。

(1) 施設の被災状況の点検等

○活動イメージ

- ・ 徳島県県土整備部運輸総局運輸政策課、小松島港湾・空港整備事務所、港湾土木事業者等が分担して港湾施設の被災状況の点検を行う。
- ・ 港湾施設以外の港内の水域についても、関係者が協力して水域啓開を行う。
- ・ 応急復旧活動の内容については、本指針“3. 被災施設応急復旧活動”の中で詳述するので、ここでは省略する。

図 4-2. 救援物資輸送活動における施設の被災状況の点検等のイメージ

○被災状況を点検する施設

- ・ 岸壁
- ・ ヤード・I⁷ロン
- ・ 防波堤
- ・ 荷役機械
- ・ 航路
- ・ 泊地
- ・ 臨港道路

○点検の役割分担

- ・ 国有港湾施設は小松島港湾・空港整備事務所が担当
- ・ 国有以外の港湾施設は、徳島県県土整備部運輸総局運輸政策課（港湾管理者）が担当
- ・ 港湾運送事業者が所有する荷役機械については、各事業者が点検して徳島小松島港運協会が情報を集約

○水域啓開について

- ・ 港湾施設の水域については、港湾管理者、小松島港湾・空港整備事務所が主として実施
- ・ 港湾施設である航路、泊地以外の港内の水域についても、原則として港湾管理者が水域啓開を実施
- ・ 徳島海上保安部も可能な範囲で、巡視船艇により港内の巡視を実施



○ヤード、臨港道路等
ヤード、臨港道路等は、徳島県県土整備部運輸総局運輸政策課が被災状況を点検

○耐震強化岸壁、同I⁷ロン
耐震強化岸壁と同I⁷ロンは、小松島港湾・空港整備事務所が被災状況を点検

○緊急の水域啓開
岸壁に至る水域の緊急の水域啓開を、港湾管理者等が取り急ぎ実施

○荷役機械^{*a)}
荷役機械については、県所有のものは徳島県県土整備部運輸総局運輸政策課が、民間所有のものは運用する事業者がそれぞれ被災状況を点検する。



※赤石地区でも同様の活動を実施する

○ボトルネック把握のためのアドバイス
^{*a)}：地震による物理的な損傷だけではなく、電源の利用可否、津波による電源部のショートの可能性についても考慮する。

(2) 応急復旧活動

○活動イメージ

- ・徳島県県土整備部運輸総局運輸政策課、小松島港湾・空港整備事務所が分担して港湾施設の応急復旧を行う。
- ・救援物資輸送においては、徳島小松島港沖洲（外）地区、赤石地区の耐震強化岸壁とその背後のヤード・エプロン、緑地、臨港道路を優先して応急復旧する。
- ・応急復旧活動の内容については、本指針“3. 被災施設応急復旧活動”の中で詳述するので、ここでは省略する。

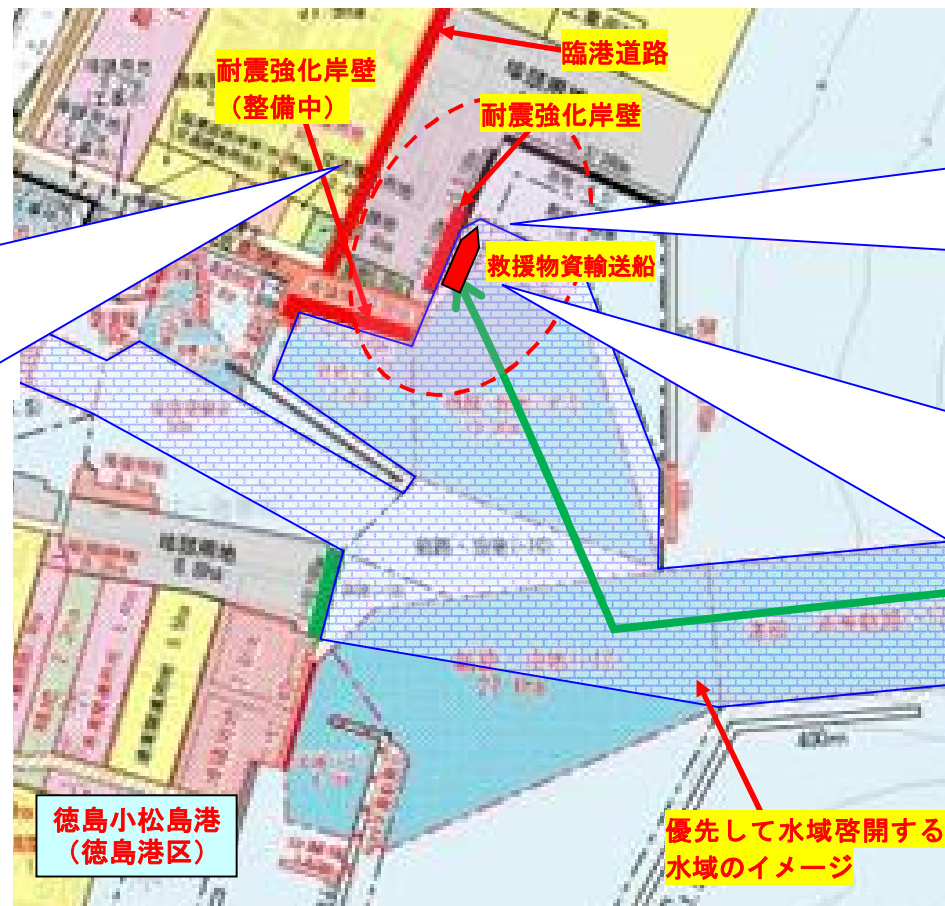


(3) 耐震強化岸壁における救援物資輸送船の受け入れ準備

○活動イメージ

- ・積出港から出航した救援物資輸送船が入港、着岸してから直ちに荷役が行えるよう、荷役が実施できる体制を構築する。
- ・救援物資輸送船の着岸を支援するための、着岸位置の標示や綱取りが実施できる体制を構築する。
- ・救援物資輸送船が着岸した後、直ちに荷さばきが開始できる体制を構築する。

図 4-3. 救援物資輸送船の受け入れ準備のイメージ



○直ちに荷さばきができる体制の構築

- ・救援物資の陸揚げ後、直ちに荷さばきができる体制を構築する。救援物資の雨による濡れ損を防ぐため、ヤードへの荷さばきテントの設置等も想定される。



○直ちに荷役が実施できる体制の構築

- ・ヤード・エプロン等の応急復旧のほか、荷役機械が被災している場合、代替の荷役機械を準備。



○救援物資輸送船の着岸支援の体制の構築

- ・綱取り、着岸位置の標示ができる体制を構築。



表 4-3. 各関係者の対応行動の内容

	機関、組織名	対応行動の内容	備考
自治体	徳島県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資輸送船の受け入れ準備について情報共有 	
	徳島県危機管理部 南海地震防災課、危機管理 政策課		
	徳島市災害対策本部		
	小松島市災害対策本部		
	徳島市危機管理監危機管理課		
	小松島市総務部市民安全課		
	徳島県県土整備部運輸総局 運輸政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資輸送船から揚げ荷役を実施するための体制の構築 ・ 救援物資輸送船の着岸支援が実施できる体制の構築 ・ 陸揚げした物資を直ちに荷さばきできる体制の構築 	
民間	日本内航海運組合総連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資輸送船の動静に関する連絡 	
	全日本内航船主海運組合		
	四国地方海運組合連合会		
	徳島小松島港運協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資輸送船から揚げ荷役を実施するための体制の構築を支援 ・ 救援物資輸送船の着岸支援が実施できる体制の構築を支援 ・ 陸揚げした物資を直ちに荷さばきできる体制の構築を支援 	
国	四国運輸局徳島運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資輸送船の受け入れ準備について情報共有 	
	四国地方整備局港湾空港部		
	小松島港湾・空港整備事務所		
	徳島海上保安部		

(4) 救援物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施

○活動イメージ

- ・入港してきた救援物資輸送船に対し、あらかじめ整備した体制で着岸支援を行い、着岸させる。
- ・救援物資輸送船からの揚げ荷役を実施するとともに、陸揚げした物資の荷さばきを直ちに行い、次の配送先の方面別に仕分けする。
- ・方面別に仕分けした物資を、トラック輸送にて徳島市内の輸送拠点へと配送する。

図 4-4. 救援物資輸送船の着岸と荷役作業等の実施のイメージ

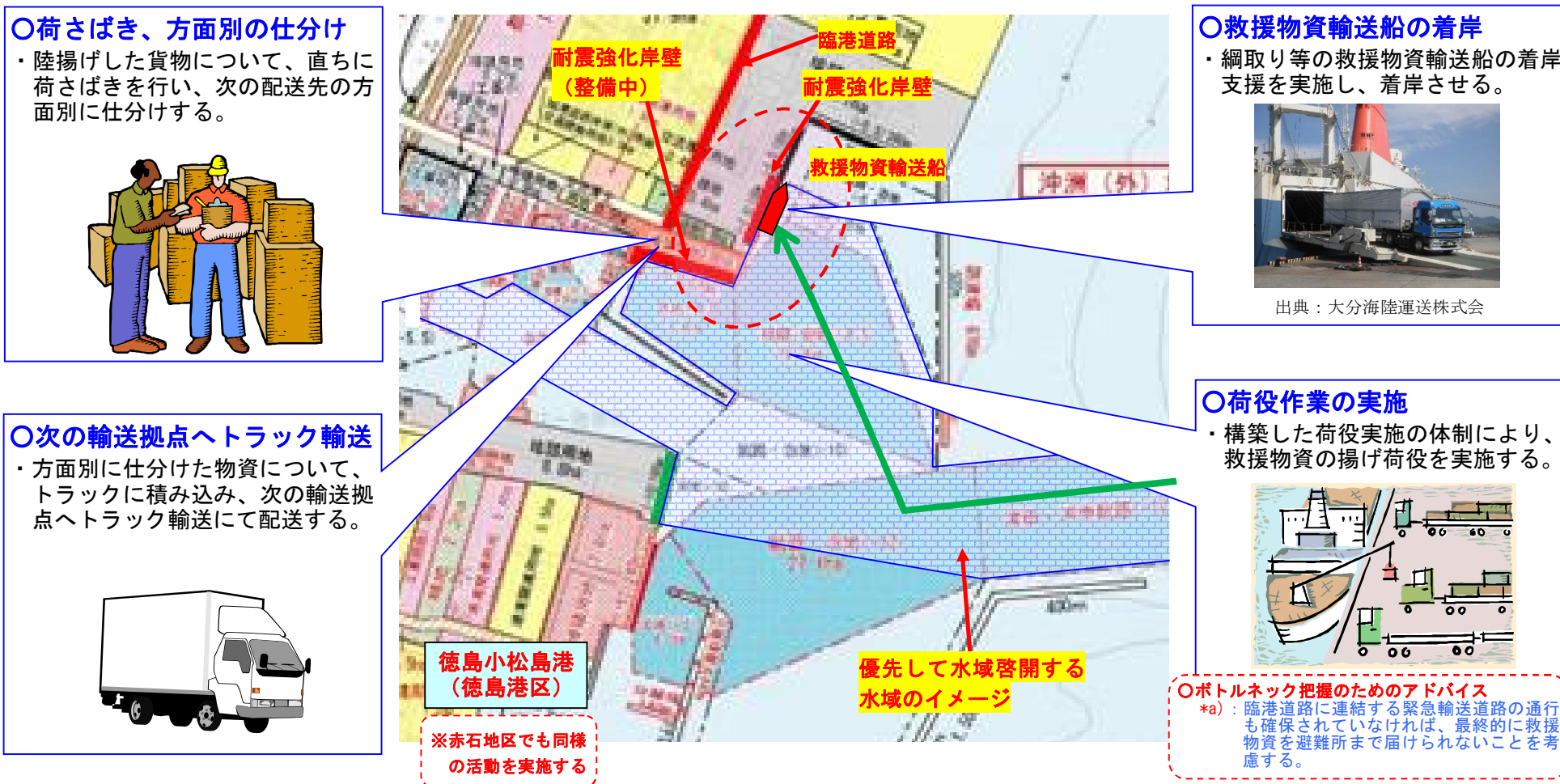


表 4-4. 各関係者の対応行動の内容

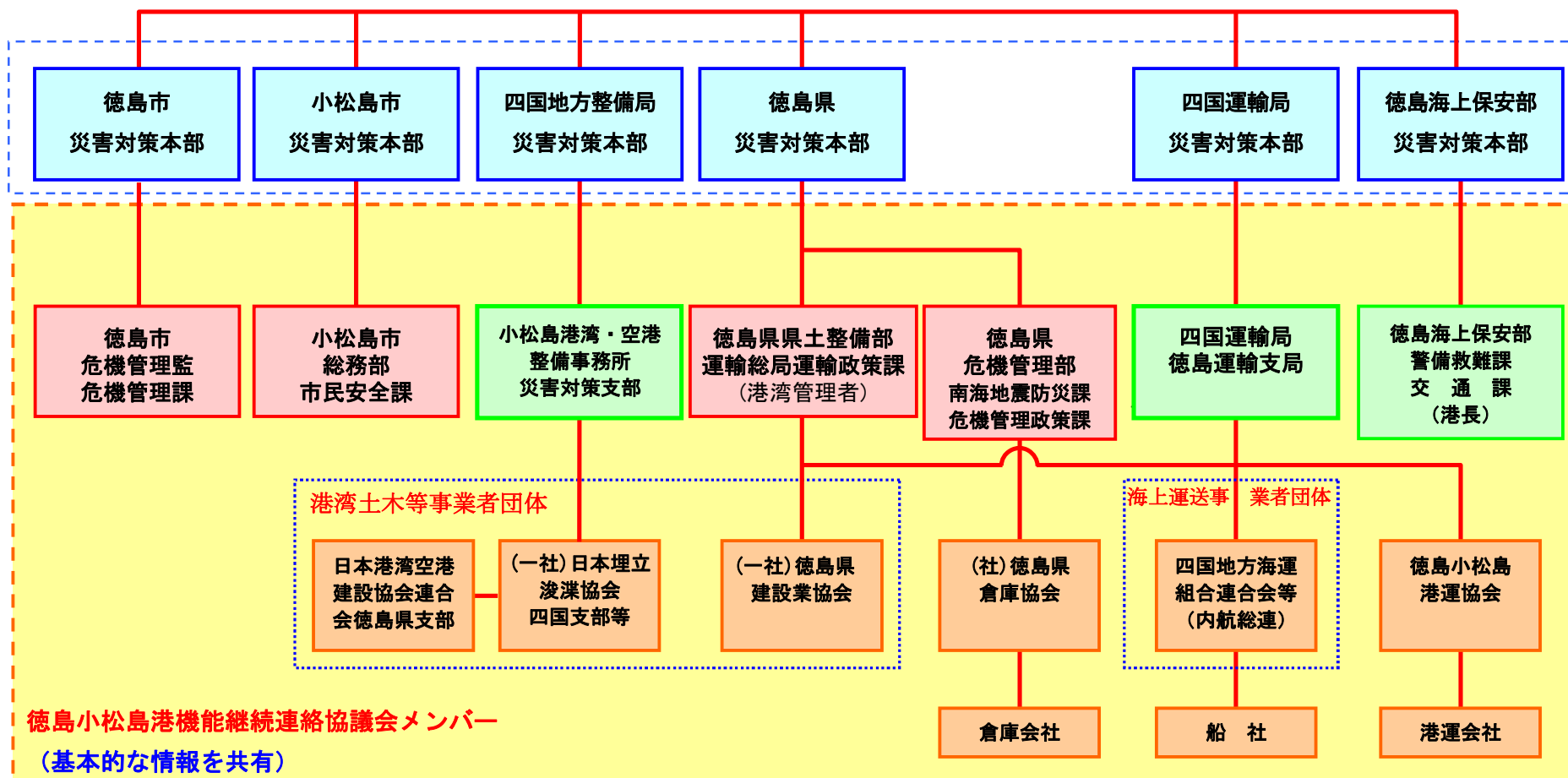
	機関、組織名	対応行動の内容	備考
自治体	徳島県災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資輸送に関する情報を共有した上で、対応方針を策定 	
	徳島県危機管理部 南海地震防災課、危機管理政策課		
	徳島市災害対策本部		
	小松島市災害対策本部		
	徳島市危機管理監危機管理課		
	小松島市総務部市民安全課		
	徳島県県土整備部運輸総局 運輸政策課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区、赤石地区で救援物資輸送船の着岸を支援 ・ 救援物資輸送船からの揚げ荷役を実施 	
民間	日本内航海運組合総連合会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資輸送船の動静に関する連絡 	
	全日本内航船主海運組合		
	四国地方海運組合連合会		
	徳島県倉庫協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資の在庫管理、方向別仕分け、保管を支援 	
	徳島小松島港運協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 徳島小松島港沖洲（外）地区、赤石地区で救援物資輸送船の着岸を支援 ・ 救援物資輸送船からの揚げ荷役を実施 	
	陸運事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仕分けした物資を、徳島市内の輸送拠点まで配送 	
国	四国運輸局徳島運輸支局	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救援物資輸送に関する情報を共有 	
	四国地方整備局港湾空港部		
	小松島港湾・空港整備事務所		
	徳島海上保安部		

4-4 業務継続のための情報連絡系統（例）

①全体の連携体制

- ・ 救援物資輸送活動全体としては、以下のような関係主体の連携体制により実施する。
- ・ 基本的には、通常業務の関係を活かし、必要に応じて港湾管理者及び国を中心とした横断的な連携活動を実施する。
- ・ 徳島小松島港機能継続連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

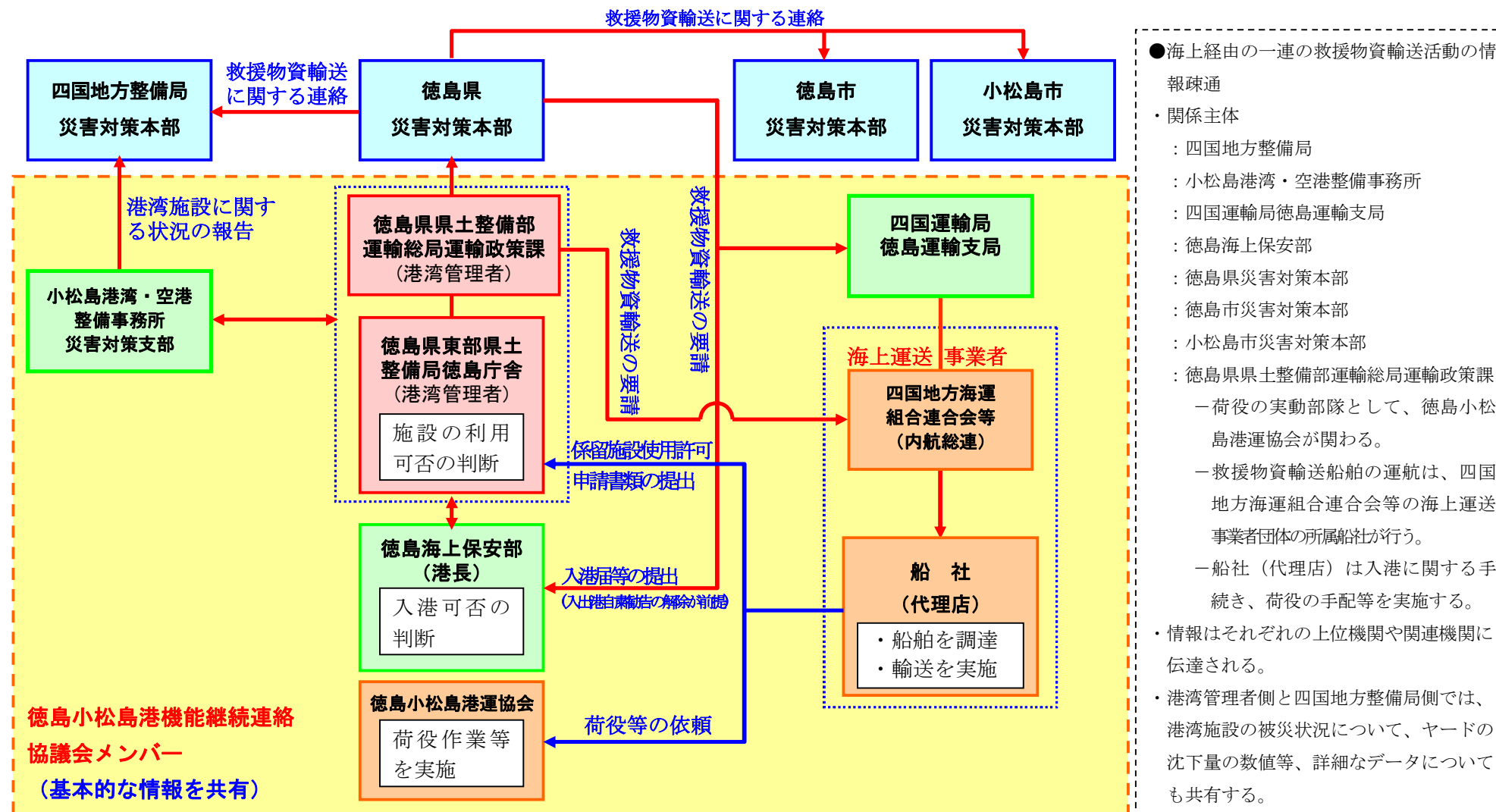
図 4-5. 救援物資輸送活動全体の関係主体の連携体制



②関係者間における対処行動の情報疎通体制

- ・各活動における情報収集と情報連絡体制については、既存の連絡網、業務実施上の連絡関係を活用する。
- ・また情報連絡手段については、既存の通信手段を活かした連絡体制を構築する。
- ・徳島小松島港機能継続連絡協議会のメンバー間では、港湾施設の被災状況の概要等、基本的な情報はすべて共有する。

図 4-6. 救援物資輸送活動における情報疎通



4-5 救援物資輸送活動の基本対応パターン

	徳島県	徳島市 小松島市	小松島港湾・空港 整備事務所	四国運輸局 徳島運輸支局	徳島海上保安部 徳島港長	徳島県国土整備部 運輸総局運輸政策課 (港湾管理者)	港湾土木事業者等	港湾運送事業者等	海上運送事業者 (代理店)
求められる活動内容 (業)	被災状況の情報収集 ・陸揚げした救援物資の 配送	被災状況の情報収集 ・陸揚げした緊急物資の 配送	国有港湾施設の被災状況 点検、応急復旧、水域 啓閉等	所管事業者の被災状況 の収集等	・巡視艇、航空機等による 情報収集	国有以外の港湾施設の 被災状況点検、応急復 旧、水域啓閉等	・障害物の調査・除去 ・港湾施設の応急復旧	・荷役機械等の被災状況 の調査 ・荷役等の実施等	・救援物資輸送船舶の運 航
津波への 初動対応		防災避難指示等 の発令	港湾業務船等の港外 への避難、係留強化等 による安全確保		徳島小松島港における 避難勧告、入出港自粛 勧告の発出 管轄区域内の状況の情報 収集と、航行遅延及び 緊急情報等による情報 提供	清掃船等の港外 への避難、係留強化等 による安全確保	作業船の港外 への避難、係留強化等 による安全確保	荷役作業の中止、 荷役委員の一時避難	入港予定の船舶 への災害情報の連絡
施設の被災 状況の点検等			国有港湾施設の 被災情報の収集	所管事業者の被災 状況の収集		国有以外の港湾施設の 被災状況及び利用状況の調 査	自社船舶の被災状況 及び利用状況の調査	民間保有の荷役機械等 の被災状況の調査	内航海運に関する 被災状況等の調査
岸壁やヤード等 の応急復旧活動							協定等による作業依頼		
水城啓閉 (緊急の障害 物調査・ 除去等)			徳島小松島港内の 障害物調査	船艇等による 情報収集等		目視等による岸壁周辺 の障害物調査	協定等による作業依頼	協定等による作業依頼	
耐震強化岸壁 における救援物資 輸送船の受け入れ 準備							協定等による作業依頼	協定等による作業依頼	入港届の提出等、 各種手続きの実施
救援物資輸送船 の着岸と荷役作 業等の実施									要請に基づき、救援物資 輸送船を連航、入港、着 岸後に荷役を要請